

Inter alia...



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

AZB & PARTNERS 法律事務所

インターエイリア・2018年3月号・配付先限定ニュースレター

本号の内容

PAGE

- 2 : 企業および SCRA
- 2 : 外国為替
- 4 : 資本市場
- 7 : 銀行業務および金融
- 8 : 通信
- 8 : 税金
- 9 : 雇用
- 10 : 訴訟および仲裁
- 11 : 知的財産

Inter alia... は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が 3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール editor.interalia@azbpartners.com にてご連絡頂くか、AZB & Partners までお電話ください。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI : AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL mumbai@azbpartners.com

ムンバイ MUMBAI : Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL disputeresolution.mumbai@azbpartners.com

デリー DELHI : AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL delhi@azbpartners.com

グルガオン GURGAON : Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 124 4200296 | FAX +91 124 4038310 | EMAIL gurgaon@azbpartners.com

バンガロール BANGALORE : Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL bangalore@azbpartners.com

プネー PUNE : Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL pune@azbpartners.com



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ❖ 特別決議を経て再任した二期目の社外取締役の解任

企業 および SCRA

❖ 2013年インド共和国会社法（以下「**本件会社法**」といいます）の条項149（10）は、会社の社外取締役は特別決議を経て再任されれば二期目を務めることができると定めていますが、会社は、本件会社法の条項169（1）に従うことで、普通決議を経れば任期満了前の取締役を解任できます。前掲の両条項を併せて読むと、社外取締役は、特別決議を経て再任された場合に限り二期目を務めることができるにもかかわらず、再任後においては普通決議を経て解任される恐れがあるという不利な立場にあると解釈できます。このためインド共和国政府は、2018年インド共和国会社法施行令「問題点の解消」の施行をもって条項169（1）を改正し、特別決議を経て再任した二期目の社外取締役は、該当取締役に発言の機会を与えた後に実施する特別決議を経ることでのみ解任できると決めました。

外国為替

- ❖ RBIがクロスボーダー合併規則を公示

❖ インド共和国準備銀行（以下「**RBI**」といいます）が、2018年3月20日付の公示をもって、2018年インド共和国外国為替管理法施行規則「クロスボーダー合併」（以下「**クロスボーダー合併規則**」といいます）を公示しました。クロスボーダー合併規則には、下記の事項に関するいくつかの主要な定めが盛り込まれています。

- i. **インバウンド吸収合併：**インバウンド吸収合併（すなわち、インド企業が承継会社となるクロスボーダー合併）の場合、承継会社となるインド企業は、2017年インド共和国外国為替管理法施行規則「インド国外居住者による有価証券の移転または発行」（以下「**FEMA 2017**」といいます）に定められている要件に従うことで、インド国外居住者に株式を発行できます。さらに、(a) インバウンド吸収合併における外国企業が、インド企業の合弁会社（以下「**JV**」といいます）もしくは完全子会社（以下「**WOS**」といいます）の場合、または(b) JVもしくはWOSのインバウンド吸収合併が孫会社の取得に相当する場合、2004年インド共和国外国為替管理法施行規則「外国証券の移転または発行」（以下「**ODI**に関する規則」といいます）の定めに従う必要があります。インバウンド吸収合併には、下記の事項に関するいくつかの主要な定めが適用されます。
 - **承継会社となるインド企業による資産および負債の取得／移転：**承継会社となるインド企業は、インバウンド吸収合併の結果として、FEMAの下では認められないような、インド国外にある何らかの資産を取得するか、インド国外における何らかの負債を引き受けることとなる場合、インド共和国内国会社法審判所（以下「**INCLT**」といいます）から承認された合併スキームの実行より2年以内に、当該資産／有価証券を売却するか、国外資産の売却収入を用いて当該負債を消滅させる必要があります。
 - **消滅会社となる外国企業の事業所：**消滅会社となる外国企業がインド国外に有する事業所は、承継会社となるインド企業がインド国外に有する支店／事業所としてみなされるため、2015年インド共和国外国為替管理法施行規則「インド居住者が保有する外貨建口座」の下で認められる支店／事業所の業務を引き受ける必要があります。
 - **消滅会社となる外国企業による借入れおよび保証：**消滅会社となる外国企業が受けている借入れまたは行っている保証であって、承継会社となるインド企業が引き受けるものについては、2年の期間内に、対外商業借入れ、ルピー建の借入れもしくは貸付けまたは保証に適用される外国為替管理法施行規則に準ずる状態にしなければなりません。ただしこの定めは、承継会社となるインド企業が、INCLTから承認された合併スキームの実行より2年以内に該当する借入れを返済しない場合に適用されます。また、最終用途に関する制限はこの借入れ／保証に適用されません。

インバウンド吸収合併に関しては、承継会社となるインド企業が、当該クロスボーダー合併の完了後もインド国外での営業継続を予定している場合、当該企業は、外国為替管理法施行規則が認めている方法で国外の支店または子会社を存続させることにより、インド国外の拠点を維持する必要があります。

- ii. **アウトバウンド吸収合併：**アウトバウンド吸収合併（すなわち、外国企業が承継会社となるクロスボーダー合併）の場合、インド居住者は、承継会社となる外国企業の有価証券を、ODIに関する規則の定め（インド居住者が自然人の場合、当該有価証券の公正市場価格は、追加



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

的送金自由化スキームに定められている制限の範囲内でなければならないという定めを含みます)に従い保有または取得できます。アウトバウンド吸収合併には、下記の事項に関するいくつかの主要な定めが適用されます。

- **消滅会社となるインド企業の事業所**：消滅会社となるインド企業がインド国内に有する事業所は、承継会社となる外国企業がインド国内に有する支店／事業所としてみなされます。当該支店／事業所の開設に関する取引は、2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「インドでの、支店、渉外事務所、プロジェクト事務所または他の事業所の開設」に従うことで実施できます。
- **消滅会社となるインド企業による借入れおよび保証**：消滅会社となるインド企業の保証または借入残高であって、承継会社となる外国企業が引き受けるものについては、NCLTから承認されたスキームに沿って返済しなければなりません。承継会社となる外国企業が、インドの債権者に対しピー建で返済すべき負債を、1999年インド共和国外国為替管理法（以下「FEMA」といいます）の定め違反する形で引き受けることはできません。
- **承継会社となる外国企業による資産および負債の取得／移転**：承継会社となる外国企業は、このような合併に伴う場合でなければFEMAの下で保有が認められていない資産または有価証券を取得する場合、NCLTから承認された合併スキームの発行より2年以内に当該資産／有価証券を売却し、当該売却による収入を、一般的な銀行送金によりただちにインド国外に送金しなければなりません。当該2年の期間中に、当該資産または有価証券の売却による収入を用いてインドの負債を返済することは認められます。
- **評価**：2016年インド共和国会社法施行規則「和解、組織整理および吸収／新設合併」の規則25Aに従い、アウトバウンド吸収合併においては、承継会社の所在法域にて公認されている専門機関のメンバーである鑑定人が国際的に認められている会計および評価に関する原則に基づき実施する評価を受けなければなりません。

アウトバウンド吸収合併に関しては、承継会社となる外国企業が、当該クロスボーダー合併の完了後もインド国内での営業継続を予定している場合、当該企業は、外国為替管理法施行規則が認めている方法で子会社を存続させることにより、インド国内の拠点を維持する必要があります。

❖ RBIは、2018年3月26日付の公示をもって、かつて公表した2000年外国為替管理法施行規則「インドでの不動産の取得および移転」（以下「**2000年施行規則**」）の後継となる、2018年外国為替管理法施行規則「インドでの不動産の取得および移転」（以下「**2018年施行規則**」）を公表しました。2018年施行規則の公表により、下記のようないくつかの主要な改正が実施されます。

- 2018年施行規則により、2000年施行規則に定められている「インド市民権保有者であるインド国外居住者」および「インド系移民」という概念が、それぞれ「非居住者たるインド人（以下「NRI」といいます）」および「国外居住インド市民権保有者（以下「OCI」といいます）」に置き換えられ、インドでの不動産の保有および／または移転能力に関しては、NRIとOCIが平等に取り扱われることとなります。
- NRIまたはOCIは、原則として、インド国内にある農地／農家／農園を除く不動産を、インド居住者または（2013年会社法の条項2（77）¹に定められている）「親族」に該当する別のNRIもしくはOCIからの売却または贈与により取得できることとなります。2000年施行規則はこの点に触れていませんでしたが、2018年施行規則は、この点について、NRIまたはOCIではないものの自らの配偶者がNRIまたはOCIであるインド国外居住者は、NRI/OCIである配偶者と共同で前掲の不動産を取得できると定めています。
- パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、アフガニスタン、中国、イラン、ネパールもしくはブータンの市民権保有者、または香港、マカオもしくは朝鮮民主主義人民共和国の住民と、これらの特別行政区／国の出身者であって、FEMAが認めている方法でインド国内に営業拠点を設けている人が、RBIから事前承認を得ることなく、自然人たる立場で、インド国内にて不動産を取得または移転すること（5年以下のリースは除きます）は、認められないこととなりますが、この制限は、前掲の人がOCIの場合、適用されないこととなります。
- 2018年施行規則に基づき、定住者ビザ保有インド居住者であって、アフガニスタン、バングラデシュまたはパキスタンの市民権保有者や、これらの国では少数派の（ヒンズー教徒、シー

❖ 2018年外国為替管理法施行規則「インドでの不動産の取得および移転」

1 2013年会社法の条項2（77）に定められているとおり、ある人と別の人の間に、(i) ヒンドゥー教の不分割家族に相当する関係、(ii) 夫と妻の関係、または (iii) 追って定められる可能性のある、これらに類似する関係が存在する場合、両者は「親族」としてみなされます。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

ク教徒、仏教徒、ジャイナ教徒、ゾロアスター教徒およびキリスト教徒と呼ばれる) 人々が暮らすコミュニティーに属する人は、特に、該当不動産は制限地域/保護地域や野営地に/の周辺に存在しないものであることという条件に従うことで、(a) 自居住居用の不動産を1つと、(b) 自営用不動産を1つ購入できることとなります。この取扱い、2000年施行規則には定められていなかったものです。

- v. インド国外居住者が2000年施行規則に基づき取得し現在も保有している不動産に2018年施行規則が遡及適用されることはありません。

❖ FEMA 2017 の改正

❖ RBIは、2018年3月26日付の公示をもって、FEMA 2017 の、対印投資に関する政策に固有の定めに従ったような改正を加えました。

- i. **投資会社に対する対印投資:** (a) ノンバンク (以下「NBFC」といいます) としてRBIに登録されていない投資会社や中核投資会社であって、いずれも他のインド企業の資本に対する投資業務を営んでいる会社に対する対印投資の際には、インド共和国政府からの事前承認が必要となります。また (b) NBFCとしてRBIに登録されている投資会社に対する対印投資の際には、事前承認が不要となり、自動承認ルートにて100%まで投資できることとなります。
- ii. **単一ブランド製品の小売業:** 「先端」および「最先端」技術を活かした製品を単一ブランドで小売りしている企業については、現地調達が可能ない場合、DIPP長官が、インド共和国政府国家改革研究所 (NITI Aayog) からの代表者、関連行政機関および主題に関する独立技術専門家とともに主催する委員会にて、「先端」および「最先端」技術を使用しているという性質を有する製品であることを根拠とする申請を審理し、前掲の免除について提言することとなります。
- iii. **インド国外居住者に対する資本調達商品の発行:** インドの被投資会社が、政府承認ルートでの投資が必要な事業を営んでいる場合を除き、(a) 資本財/機械/装置 (中古の機械装置は除きます) の輸入代金、または (b) 開業準備/設立前費用に充当する資金を調達するためにインド国外居住者に対して資本調達商品を発行する場合にこれまで必要であったインド共和国政府からの承認が不要となります。

2018年1月号のInterAliaにてお伝えしたとおり、インド共和国政府内閣は、2018年1月10日に、インドの対印直接投資制度にいくつかの変更を加えました。この変更は、現行のFEMA 2017 に盛り込まれています。

資本市場

❖ 最低公開比率の達成方法

❖ インド共和国証券取引委員会 (以下「SEBI」といいます) は、2018年2月22日付の通達 (以下「MPSに関する通達」といいます) をもって、1957年インド共和国有価証券契約規制法施行規則と2015年SEBI規則「上場企業が果たすべき義務および開示すべき事項」 (以下「ICDRに関する規則」といいます) の要件に準ずる最低公開比率を達成したい上場企業が採用できる、下記のような2つの追加的方法を公開しました。

i. **公開市場での売却:**

- (a) 発起人等/発起人グループは、自社の払込済株式資本合計の2%を上限とする株式を、自社株の月間平均取引高の5倍を超えない範囲内で、公開市場にて売却できることとなりました。
- (b) この売却を実施する企業は、売却希望日の少なくとも1取引日前までに、(A) 売却の意思とその目的、(B) 売却の詳細と売却予定の株式、および (C) 売却完了までの期間を、該当株式の上場先である証券取引所に伝える必要があります。
- (c) またこの売却を実施する上場企業は、株式引受人募集期間中に公開市場で株式を購入しないという、関連証券取引所に対する約束を、発起人等/発起人グループから取り付ける必要もあります。

- ii. **ICDRに関する規則の第VIII章に基づく、適格機関投資家に対する適格有価証券の引受け募集:** SEBIは、2018年2月12日付の通達をもって、適格機関投資家向け募集を予定している上場発行体については最低公開比率要件の適用を免除することとしました。

SEBIが2015年11月30日に公表した通達の内容がMPSに関する通達の内容に置き換えられます。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ SEBIは、2018年2月15日と3月13日付の通達（以下「**FPIに関する通達**」と総称します）をもって、2014年SEBI規則「対印間接ポートフォリオ投資家」（以下「**FPIに関する規則**」といいます）に基づき対印間接ポートフォリオ投資家（以下「**FPI**」といいます）に適用される規制の枠組みを改正し、FPIによる投資に対する規制を緩和しました。具体的には、下記のようないくつかの主要な改正が実施されました。

- i. ローカル・カストディアン／指定証券保管振替機構参加者（以下「**DDP**」といいます）を変更するにはSEBIの事前承認が必要であるという現行の要件が、DDPから異議無し証明書を取得し、SEBIへは情報を事後報告すればよいという要件に置き換えられました。
- ii. 複数の運用会社を抱える組織構造の下で営業しており、同一の納税者番号を有するFPIが利用できる、資産の「無償」移転に関する制度が、より利用しやすくなりました。具体的には、SEBIの承認が不要となり、DPPが、必要な申請を実施できるようになりました。
- iii. 新たな種類の株式を追加する場合、追加後も、全種類の株式／ファンド／サブファンドについて共通のインド証券ポートフォリオが維持され、ブロード・ベースト・ファンドに関する基準が満たされている場合には、DDPの事前承認が不要となりました。
- iv. プライベート・バンクおよびマーチャント・バンクは、所定の宣誓書を提出すれば、各々の顧客である投資家に代わって投資を引き受けることができるようになりました。
- v. またSEBIは、適切に規制されている カテゴリー II FPI（すなわち、資産運用会社、投資運用会社／投資顧問、ポートフォリオ・マネージャー、ブローカー・ディーラーおよびスワップ・ディーラーなど）は自らのプロプライエタリー・ファンドに投資できる旨も明確にしました。

❖ 対印間接ポートフォリオ投資家による投資に対する規制の緩和

❖ SEBIの2018年1月18日付の通達（以下「**SEBIの通達**」といいます）に従い、不動産投資信託（以下「**REIT**」といいます）／インフラ投資信託（以下「**InvIT**」といいます）は、特に下記の内容に従うことで、戦略的投資家から出資を募ることができます。

- i. 戦略的投資家は、募集合計額の5%以上25%以下の範囲内で、共同投資または単独投資できます。
- ii. 運用会社または運用担当者は、公募への応募を提案する相手である戦略的投資家と、拘束力のある持分引受契約（募集の結果、最低引受額相当の出資を得られなかった場合でなければ終了できない契約）を締結する必要があります。
- iii. 公募開始前に、引受価額の全額を特別なエスクロー口座に預け入れる必要があります。
- iv. 戦略的投資家と企業が合意すべき、InvIT／REIT持分の購入対価は、公募価額以上の額でなければなりません。合意額が公募価額より低い場合、戦略的投資家は、公募価額の決定日から2営業日以内に不足額を追加で支払う必要があり、高い場合、超過額は返金されず、戦略的投資家は、持分引受契約にて合意した額に拘束されることとなります。
- v. 該当する目論見書の草案または目論見書は、各戦略的投資家の名称、引受予定持分数などを含む持分引受契約の詳細が開示されているものでなければなりません。
- vi. 持分引受契約に従い戦略的投資家が引き受ける持分には、公募持分の上場日から180日間のロックアップ（売却禁止）期間が設けられます。

❖ 戦略的投資家による InvIT および REIT 持分への投資

❖ SEBIは、2018年1月3日付の通達（以下「**スキームに関する通達**」といいます）をもって、2017年3月に公表した自らの通達（以下「**3月の通達**」といいます）の内容を修正しました。具体的には、下記のようないくつかの主要な変更を加えました。

- i. 3月の通達の適用範囲が拡大され、親会社によるその完全所有子会社（WOS）の吸収合併に加えて、親会社がそのWOSの一部門を吸収合併することのみを目的とするスキームにも適用されることとなりました。
- ii. 上場企業が提出すべき、独立助許会計士およびSEBI登録独立マーチャント・バンクの評価額報告書およびフェアネス・オピニオンに関して、SEBIが、「独立」という語は、当該助許会計士と当該マーチャント・バンクの間または当該助許会計士および当該マーチャント・バンクと企業の間、取締役が共通であることや提携関係にあることを含む重大な利益相反がないことを意味する旨を明確にしました。
- iii. スキーム実行前における、上場企業の一般株主と、未上場企業の適格機関投資家である買主の比率は、スキーム実行後の消滅会社の株主構成においても、完全希薄化ベースで25%以上でなければならなくなりました。
- iv. 3月の通達に盛り込まれている、「高等裁判所またはNCLTがスキームを承認したら」というスキームに関する要件が削除されました。
- v. 未上場企業が上場企業またはその部門を吸収合併するスキームの場合に適用される、上場を目指している未上場発行体のスキーム実行前における株式資本に関するロックアップ（売却禁止）期間要件が下記のように変更されました。

❖ 上場企業による組織整理等のスキームに関するSEBIの通達



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ UBS AGの問題に関するSEBIの非公式な指針

- 発起人等が保有している株式には、吸収合併後における未上場発行体の払込済資本の20%を上限として、当該発行体の株式の上場日から3年間のロックアップ（売却禁止）期間が設けられます。
- 残りの株式には、未上場発行体の株式の上場日から1年間のロックアップ（売却禁止）期間が設けられます。
- スキーム実行後における未上場企業の株主構成が上場企業の株主構成と完全に同じ場合、追加のロックアップ（売却禁止）期間は設けられません。

❖ プライスウォーターハウスがサティヤム・コンピューター・サービス・リミテッドの粉飾決算に加担したことに関するSEBIの命令。

❖ UBS AGは、カテゴリー II FPIとして登録されている金融機関で、どの上場企業の発起人等でもありません。FPIに関する規則の規則 32 (2) (d) は、FPIが契約する証券保管振替機構参加者に対し、FPIが保有する株式にいかなる負担等も設定されていないか確認することと、FPIからこの点に関する宣誓を得ることを求めています。UBS AGは、2003年SEBI「非公式な指針」制度に基づき、下記の点を明確にするようSEBIに対し求めました。

- i. 「負担等」という語は、発起人等ではなく取得者の立場で活動する投資家であるFPIと関係のある非売却合意が含まれるかどうかという点²。
- ii. FPIが、証券保管振替機構参加者と限定的な約束を交わす方法で、第三者と非売却合意を行うことは制限されるかどうかという点。

SEBIは、2018年3月14日付の説明をもって、「負担等」という語には非売却合意も含まれるため、FPIが非売却合意を行うことは認められないという見解を示しました。

❖ サティヤム・コンピューター・サービス・リミテッド（以下「サティヤム」といいます）の上級経営陣が犯した粉飾決算に関する命令をSEBIが下しました。

2000年4月1日以降、サティヤムの法定監査人は、勅許会計士事務所であるプライスウォーターハウスクーパース（以下「PWC」といいます）が務めていました。サティヤムによる粉飾決算が明らかとなったため、SEBIは、PWCグループの11法人と、PWCの代表社員としてサティヤムの監査報告書に署名したS・ゴバラクリシュナン氏とスリンバス・タルーリ氏の2名（以下「被通達人」と総称します）に対し通達を行いました。SEBIは、この通達をもって、被通達人は、(i) 2000年から2008年の期間に係るサティヤムの財務諸表を監査する際に、SEBI法および2003年SEBI規則「証券取引所における詐欺的な取引および不正取引の禁止」（以下「FUTPに関する規則」といいます）の特定条項に反する行いや、監査人として果たすべき義務および責任に著しく反するような行いを為したという訴えと、(ii) サティヤムの粉飾に関して共謀または黙認したという訴えを提起しました。

SEBIは、2018年1月10日付の命令（以下「本件命令」といいます）をもって、PWCは、（PWC自身のマニュアルに従うことを含む）最低限の注意を払って（特に、銀行残高や定期預金について必要な外部確認を実施したうえで）監査するという義務を完全に放棄していたという見解を示しました。さらにPWCは、サティヤムの記録に不一致があることについて完全に把握しており、サティヤムの内部監査人から指摘されていたにもかかわらずこれを調整せず、その監査報告書にて、サティヤムの財務諸表（目論見書に不可欠な構成要素である）は適正であるという意見を表明したため、投資家は、サティヤムは健全な財政状態にあると信じてサティヤムの証券に投資しました。

SEBIは、PWCによる前掲の行為は不誠実な行為であるという判断、PWCによる前掲の不用意な行為は、自己満足のための行為または共謀行為のいずれかに該当する恐れがあるという判断、またPWCによる前掲の行為は、SEBI法やPFUTPに関する規則における解釈上、詐欺行為に相当するという見解を示しました。SEBIの見解では、PWCグループの各法人は個別の法人であり、サティヤムの粉飾に係るどの実務においても単一の法人として活動していたため、SEBIは、(i) 勅許会計士事務所としてインドで営業しているすべてのPWCグループ法人については2年間、また被通達人については3年間、上場企業の監査証明や、SEBIに登録している上場企業および中間法人の法令遵守証明を直接または間接的に発行することを禁じる命令、PWCバンガロールと被通達人が不当に得た（連帯責任額である）約1億3,090万ルピー（約200万米ドル）を利息とともに返還せよという命令、ならびに (iii) 2年間は、PWCネットワークに属する監査法人と、法定義務履行証明に関する契約を結んではならないという、SEBIに登録している上場企業および中間法人に対する命令を下しました。

この命令に対するPWCの反訴は、インド共和国証券訴訟上訴裁判所（以下「SAT」といいます）において係争中ですが、SATは、SEBIが下した2年間の監査禁止命令の執行停止を拒んでおり、PWCが、既存のクライアントから依頼された2017-2018営業年度に係る業務を実施することは認められており、暦年度を自社の営業年度としている上場企業からすでに引き受けている任務を完了することも認められているが、新たな上場企業から業務を引き受けることは認められていないという点を明確にしています。

2 FPIに関する規則には「負担等」という語の定義がありませんが、2011年SEBI規則「株式の大量取得および公開買付」には、質権、先取特権、非売却合意および他の類似取引を含む語であると定められているため、関連情報として覚えておいてください。

❖ SEBIは、2018年3月28日に開催した理事会にて、コタック委員会（以下「**本件委員会**」といいます）からのコーポレート・ガバナンスに関する提言を、協議した他の提案とともに受け入れました。以下は、受け入れたいくつかの主要な提案です。

- i. (a) 上場企業の最大取締役数を、現在の10人から、(x) 2019年4月1日までに8人に減らし、(y) 2020年4月1日までに7人に減らす案、(b) 社外取締役の適格性基準を拡大する案、(c) 適格機関投資家向け募集または優先発行により集める資金の活用内容を開示する案、(d) 最高経営責任者／（社長兼）業務執行取締役と会長を分離する案（当初は、時価総額ベースでの順位が上位500位までの上場企業に対し、2020年4月1日から適用される予定の案）、(e) 監査委員会、指名および報酬委員会ならびにリスク管理委員会の役割を拡大する案、(f) 関連当事者との取引や、当該取引に関する議決に参加できる関連当事者に関する開示を強化する案、(g) 上場企業の子会社に関する義務を強化する案、ならびに (h) 関連当事者に支払うロイヤルティー／ブランド・ライセンス料が連結売上高の2%を超える場合には株主（少数株主の過半数）から承認を得なければならないこととする案。
- ii. 2012年SEBI規則「オルタナティブ投資ファンド」のエンジェル・ファンドに関するために一定の改正を加え、(i) エンジェル・ファンドがベンチャー企業に投資する場合の最大額を、5,000万ルピーから1億ルピー（約75万米ドルから150万米ドル）に引き上げる案、(ii) エンジェル・ファンドが最低限保持すべき資本金の額を5,000万ルピー（約75万米ドル）まで引き下げる案、また (iii) 会社として設立されたエンジェル・ファンドには本件会社法が適用されることとする案。
- iii. 上場企業が、上場企業に適用される規則に従わなかった場合の処分に関する既存の枠組み（特に、該当企業の発起人等やそのグループによる株式保有を、他の有価証券の保有とともに凍結できる権限が証券取引所に与えられる根拠となる枠組み）を見直す案。当該規則に従わない状態が続いている企業に対し営業停止を命ずる権限をSEBIに与える案。
- iv. 1998年SEBI規則「有価証券の買戻し」および公開買付規則を見直すためのパブリック・コメント募集手続に着手する案と、IBCに基づき法人の債務整理手続を進めるべき上場企業がSEBIの各種規則に従っているかどうかに関するコメントを利害関係者に求める案。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ SEBIが2018年3月28日に開催した理事会の結果

銀行業務 および 金融

❖ RBIは、見直したディストレス資産整理の枠組み（以下「**見直し後の枠組み**」といいます）に関する2018年2月12日付の通達をもって、RBIが、制度化されたディストレス資産整理の仕組みとして現在設けている、ディストレス資産整理に関するすべてのスキーム（以下においては、企業債務再編スキーム、戦略的債務再編スキーム、ディストレス資産の持続可能な再建スキームおよびディストレス資産の再生に関する枠組みを含むこれらのスキームを「**既存のディストレス資産整理スキーム**」と総称します）ならびに関係債権者で構成される債権者団（以下「**JLF**」といいます）を廃止しました。見直し後の枠組みは、2016年インド共和国債務整理および破産等に関する法律（以下「**IBC**」といいます）によりもたらされる変更について説明しており、不良債権（以下「**NPA**」といいます）や他のディストレス資産の整理に関するより合理的な枠組みを創出するものとなっています。この枠組みには、以下のようないくつかの特筆すべき事項が盛り込まれています。

- i. 見直し後の枠組みは、[債権者のエクスポージャー総額が少なくとも200億ルピー（約3億米ドル）である場合を除き] 既存のディストレス資産整理スキームがすでに実施されている資産を除くすべての資産に適用されます。この枠組みは、今のところ、NBFC、資産再建会社または地域農村銀行には適用されておらず、適用先は、RBI指定商業銀行とインドのあらゆる金融機関（輸出入銀行、国立農業農村開発銀行、国立住宅銀行およびインド小規模産業開発銀行など）に限られています。
- ii. どの債権者も、債務不履行が生じたらただちに、ディストレス資産整理方針（以下「**整理計画**」といいます）を作成して取締役会から承認を受け、資産整理のための手続を開始しなければなりません。整理計画については、たとえ各債権者が作成した整理計画の内容に相違がない場合でも、債権者の各々が文書化する必要があります。
- iii. 整理計画は、債務者が、どの債権者に対する債務の履行も怠っていない状態となった時点で「実施済」となりますが、整理計画が「再編」を伴うものの場合には、一定の追加手続が必要となります。

❖ 見直したディストレス資産整理の枠組みに関するRBIの通達



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- iv. 2018年3月1日以降における債権者のエクスポージャー総額が少なくとも200億ルピー（約3億米ドル）である資産（以下「**高額資産**」といいます）については、初めて債務不履行が生じた日から180日以内に、整理計画が「実施済」になる必要があり、そうならなかった場合には、当該期間の満了日から15日以内に、IBCに基づく法人の債務整理手続をNCLTに対して申請する必要があります。
- v. 高額資産の整理計画が、再編／支配者変更を伴うものの場合、債権者は、(a) 整理計画の定めに基づく支払猶予の最長期間である、クレジット・ファシリティの初回元本支払日／初回利払日（のいずれか遅い方の日）から1年間、または (b) 債務残高の少なくとも20%が返済された日から1年間のいずれか長い方の期間である、「**所定の期間**」が満了する前に当該高額資産が債務不履行状態となった場合、IBCに基づく法人の債務整理手続をNCLTに対して申請する必要があります。前掲の定めにかかわらず、債権者は、整理計画の実施を検討していない場合であっても、IBCに基づく前掲の手続を随時申請できます。
- vi. 見直し後の枠組みは、債権者による独立信用評価に関する要件も定めており、より厳格な報告基準を課しています。
- vii. 債務者の支配者変更時に一定の条件が満たされていると、再編対象資産が「標準」資産に格上げされます。
- viii. 見直し後の枠組みには、(a) 債権者が、ディストレス資産の元本返済を猶予すること／資産の実際の状態を隠すことを目的とする措置を講じた場合、または (b) 債権者が所定の期限を守らなかった場合、RBIは、罰金賦科や引当要件の厳格化を含む、「**妥当だと見なされる厳格な監督／強制執行措置**」を実施できる旨も明記されています。

❖ 2018年ノンバンクの金融機関におけるオンブズマン制度

❖ RBIは、2018年2月23日付の公示をもって、国内の与信制度を規制することと、預金、貸付金および他の金銭債権ならびにその他固有の問題に関するサービスが不十分であるという苦情に対応することを目的とする2018年NBFCのオンブズマン制度（以下「**本件オンブズマン制度**」といいます）を公示しました。

1934年RBI法の条項45-IAに基づきRBIに登録しているNBFCであって、(i) 預金業務権限または(ii) 顧客窓口を有しており、前営業年度の監査済貸借対照表日現在の資産規模が10億ルピー（約1,500万米ドル）以上であるか、RBIが定めている他の資産規模であるNBFCは、本件オンブズマン制度に従う必要がありますが、インフラ金融会社、中核投資会社およびインフラ開発資金調達用債券発行基金であるNBFCや清算手続中のNBFCは、本件オンブズマン制度の適用対象から除かれます。

本件オンブズマン制度は、2018年2月23日に発効し、4大都市（すなわち、チェンナイ、コルカタ、ムンバイおよびニューデリー）に導入される予定です。

通信

❖ 2018年インド共和国政府通信省電気通信庁法施行規則「相互接続」

❖ インド共和国政府通信省電気通信庁は、統合免許制度に基づくインドでの相互接続に関する既存の枠組みに加えて、2018年2月1日からすべての電気通信サービス・プロバイダー（以下「**TSP**」といいます）に適用される、2018年インド共和国政府通信省電気通信庁法施行規則「相互接続」を、2018年1月1日に公表しました。この施行規則には、特に、相互接続契約の締結手順、契約締結前にTSPが取り付けるべき銀行保証、当初の相互接続提供や相互接続ポイント（以下「**POI**」といいます）の追加に関する枠組み、POIとの接続の解除、また相互接続違反時の罰金といった、相互接続に関する重要な点が定められています。

税金

❖ 2018年度予算案

❖ 2018年度予算案（以下「**今年度予算案**」といいます）により、以下に要約されているようないくつかの主要な改正が実施されました。

i. **上場株式などに適用される新たな長期キャピタル・ゲイン税制**

- 1961年インド共和国所得税法（以下「**IT法**」といいます）の改正前の条項の下では、ミューチュアル・ファンド持分の移転／償還、インド株式の市場での売却³（上場株式の売却もしくは株式新規公開の過程における売却）または事業信託持分の市場での売却については、(取

.....
3 インドの公認証券取引所の取引フロアにおける売却。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

引価額の0.001%から0.2%の間で変化する) 有価証券取引税 (以下「STT」といいます) を納付することで、インドでの長期キャピタル・ゲイン税の課税を免れることができました。

- 今年度予算案では、前掲の長期キャピタル・ゲイン免税制度が廃止され、前掲の種類の資産の取引に適用される新たな長期キャピタル・ゲイン税制が提案されました。新税制の下では、ミューチュアル・ファンド持分の移転/償還またはインド株式の市場での売却 (株式新規公開の過程における株式の売却を含みます) により、10万ルピー (約1,500米ドル) を超える長期キャピタル・ゲインが生じた場合、このゲインには、過去の公示内容に従いSTTを納付⁴することを条件として、10% (に該当する課徴金および租税を加えた額) の税金が賦課されます。このキャピタル・ゲインの計算には、2018年1月31日まで、取得原価のステップ・アップ方式が適用されます。この改正内容は、2018年4月1日以降に生じるキャピタル・ゲインに適用されます。

ii. 「関係事業」の範囲を拡大する案:

- IA法に定められている「関係事業」の範囲は、インドの二重課税防止協定 (以下「DTAA」といいます) の、従属代理人が事業を遂行する恒久的施設 (以下「DAPE」といいます) に関する条項に定められている範囲に類似していますが、税源浸食および利益移転の阻止を目的とする租税条約関連措置を実施するための多国間協定 (以下「MLI」といいます) に従い、この範囲の拡大が提案されています。DAPEの定義を拡大して「関係事業」の範囲を整合するため、今年度予算案には、「関係事業」を改正して、非居住者に代わって活動し、非居住者による契約の締結を常に主導する役割を果たす人が実施している事業活動も関係事業に含まれることとするという内容が盛り込まれました。この改正は、2018年4月1日に始まる営業年度から有効となります。
- 今後、IT法に基づく「関係事業」の範囲は、非居住者の事業所得に対する課税の根拠となる結び付き (ネクサス) となる物理的拠点 (恒久的施設) がインド国内に存在するかどうかに基づき決定されるため、(物理的拠点を要しない) 電子事業といった新興の事業モデルは、その範囲に含まれません。

前掲の事実を踏まえて、IT法の条項9(1)(i)が改正され、インドの「経済的に重要な拠点」も「関係事業」に相当すると定められました。この国内法の改正により、インド共和国は、「経済的に重要な拠点」もネクサスに相当するという新たな規則をDTAAに盛り込むための交渉に臨むことができるようになりました。DTAAに盛り込まれている、恒久的施設に関する規則に対応する変更が加えられない限り、国際事業益に対しては、引き続き、DTAAに盛り込まれている既存の規則に沿って課税されることとなりますが、外国企業に、DTAAに基づく保護を受ける資格がない場合、前掲の改正は即時に発効します。この改正は、2018年4月1日に始まる営業年度から有効となります。

雇 用

❖ 1972年インド共和国退職金支払法 (以下「退職金法」といいます) に基づき、5年 (i) 就業日が1週間に6日の会社の場合は4年と240日間で、就業日が1週間に6日未満の会社の場合は4年と190日間) の役務を終えたすべての従業員には、その雇用終了時に、役務を終えた各年度または6か月を超えるその一部期間における15日分の賃金に相当する退職金が支払われます。

インド共和国政府労働雇用省は、2018年3月29日を発効日として、(i) 退職金の法定上限額を、これまでの100万ルピー (約1万5,000米ドル) から200万ルピー (約3万米ドル) に引き上げ、(ii) 退職金の計算において、26週間までの育児休暇は「役務継続期間」としてみなされる旨を明示しました。

❖ 2016年10月7日に、インド共和国政府は、1946年インド共和国産業雇用 (就業規則) 法 (以下「SO法」といいます) と関係規則を改正し、衣類製造セクター各社における有期雇用を認めました。インド共和国政府労働雇用省が公示した、産業雇用 (就業規則) に関する2018年インド共和国政府 (改正) 規則 (以下「本件改正規則」といいます) に従い、2018年3月16日以降は、SO法の適用対象であるすべてのセクターが人材を「有期」雇用できることとなりました。本件修正規則では、「有期雇用従業員」を、「有期雇用契約書の内容に基づき業務に従事する従業員」と定義していますが、この「有期従業員」には、あらゆる法定給付を、自らの労働時間に応じて受給する権利があり、この従業員の賃金、手当およびその他給付を、正規従業員のそれを下回る額とすることはできないこととなっています。

❖ 2018年インド共和国 (改正) 退職金支払法

❖ 産業雇用 (就業規則) に関する2018年インド共和国政府 (改正) 規則

4 上場株式に関するいくつかの公示にも盛り込まれているとおり、この制度の利用資格を得るには、該当株式を取得および移転する際にSTTを納付する必要があります。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

訴訟

❖ 係争中の仲裁／訴訟手続に対する2015年インド共和国(改正)仲裁調停法の適用可能性

❖ インド共和国最高裁判所(以下「**インド最高裁**」といいます)は、「**インド共和国クリケット管理委員会対 Kochi Cricket Private Limited**」事件⁵において、1996年インド共和国仲裁調停法に対し2015年10月23日(以下「**改正発効日**」といいます)に盛り込まれた改正の内容は、その改正発効日の時点で係争中の仲裁／訴訟手続に適用されるかどうかに関する判断を下しました。

AZB & Partnersは、Kochi Cricket Private Limitedの法廷代理人として、仲裁調停法の条項34に基づき提起された仲裁裁定に対する係争中の異議申立てへの改正条項36の適用可能性に関してボンベイ高等裁判所(以下「**ボンベイ高裁**」といいます)が下した決定から同社を守ることに成功しました。改正条項36の下では、仲裁裁定に対する異議申立てが裁判所にて係争中である限り、仲裁当事者は、仲裁裁定執行の自動停止措置を受けることができません(そして、係争中の額に応じて資産の支払いが要求されることもあります)。インド最高裁に提起された問題は、改正発効日以前に条項34に基づき提起された異議申立てに係る法的手続に改正条項36が適用されるかどうかという問題でした。

インド最高裁は、本件改正は非遡及的な性質のものであるため、改正発効日以降に始まる仲裁手続に適用される改正発効日の前および後に条項34に基づき提起される申請には、たとえ仲裁手続が当該発行日より前に開始されたものであったとしても、改正条項36のみが適用されるという見解を示しました。

またインド最高裁は、2018年3月7日に内閣の各国務大臣が承認した、2018年インド共和国(改正)仲裁調停法案(以下「**本件法案**」といいます)の条項87案(2015年に盛り込まれた改正の内容は、訴訟手続が改正発効日の前または後のいずれの時点で開始されたものであるかにかかわらず、改正発効日以前に開始された仲裁手続に関連するか起因する訴訟手続には適用されないと定めている条項案)について興味深い見解も示しました。実際インド最高裁は、条項87案は、前掲の改正の特定の目的を無意味にするものであるという見解を示しました。

❖ 外国弁護士事務所／外国弁護士のインドでの営業が認められるかどうか？

❖ インド最高裁は、「**インド弁護士会対 A. K. Balaji および その他関係者**」事件⁶において、外国法律事務所／外国弁護士はインド国内で営業できるかどうかという問題について判断するよう求められたため、外国法律事務所／法律サービス会社および外国弁護士が、インド国内で、インド法が適用される訴訟または訴訟以外の問題のいずれかに関する業務を営むことはできないが、「**フライ・イン・フライ・アウト**」ベースで一時的にインドを訪れている外国法律事務所／外国弁護士が、インドにて、依頼人に対し、外国法や独自の法体系、また多様な国際法が絡む問題について法的助言を行うことは禁じられていないという見解を示しました。「**フライ・イン・フライ・アウト**」という表現は、「**営業**」には相当しない臨時の訪問のみを示します。外国弁護士が自らの活動を「**フライ・イン・フライ・アウト**」ベースの活動に限定しているかどうかの判断は、インド弁護士会が下しますが、インド弁護士会または旧インド連邦は、この点に関する適切な規則を自由に策定する(所定の行動規範に該当する場合にも拡大適用することを含みます)ことができます。

外国弁護士がインド国内で仲裁手続を実施することについては、インド最高裁は、外国弁護士に、国際商事仲裁と関係のある、特定契約に起因する紛争の仲裁手続を実施できる絶対的な権利はないという見解を示しました。状況によっては、1961年インド共和国弁護士法(以下「**本件弁護士法**」といいます)の条項32および33に照らし、外国弁護士による、国際商事仲裁に起因する仲裁手続の実施が禁じられない場合がありますが、その場合には、インドの法律専門家に適用される行動規範に従うこととなります。

業務プロセス外部委託サービス会社は、本件弁護士法またはインド弁護士会規則の適用対象に含まれませんが、外部委託される業務の実質や内容が法実務に相当する場合には、本件弁護士法が適用されるため、外国弁護士／外国弁護士事務所がこれを行うことは認められません。

❖ 最高裁判所が「**リビング・ウィル**」作成を容認

❖ インド最高裁は、「**Common Cause (A Regd. Society) 対 旧インド連邦 および その他1名**」事件⁷における2018年3月9日付の判決をもって、末期患者による「**リビング・ウィル**」作成を認め、インド共和国憲法の条項21が想定している生命および自由に関する権利には尊厳をもって生きる権利が含まれるという見解を示しました。またインド最高裁は、末期患者や、植物状態にあり回復が見込めない人の尊厳をもって生きる権利には、死に至る過程をできるだけ安楽なものにする権利も含まれるという見解を示しました。インド最高裁は、積極的安楽死と消極的安楽死を、前者は患者の同意に基づく死に向けた積極的な行為であり、後者は生命維持策や人為的な延命のための医療行為を中止することと関係のある行為であるとして区別しました。さらにインド最高裁は、消極的安楽死を有効な行為とするために自らが策定した指令や指針は、インド連邦議会が本件に関する法律を可決するまで有効に存続する旨を明確にしました。

5 2018年度オンライン最高裁事件判例集の最高裁事件第232号。

6 2018年度オンライン最高裁事件判例集の最高裁事件第214号。

7 2005年度(民事)礼状請願第215号。



❖ 「Torrent Pharmaceuticals Ltd. (以下「Torrent」といいます) 対 Wockhardt Ltd. およびその他1名 (以下「Wockhardt」といいます)」事件⁸における、2017年11月17日付の命令をもって、ボンベイ高裁小法廷は、Torrentが提起した上訴を受け2017年3月15日に単独制法廷が言い渡した命令を差し止め、Wockhardtの行為を制限するための暫定的な差止め命令を言い渡しました。

Torrentは、特に、CHYMORAL (キモラル) および CHYMORAL FORTE (キモラル・フォルテ) という商標は自社の登録商標であり、その権利取得は1962年まで遡る事実を踏まえて考えると、Wockhardtがその後CHYMTRAL FORTE (キムトラル・フォルテ) という商標 (以下「**係争商標**」) を採用、使用および登録したことは侵害行為および詐称通用に当たるとして、Wockhardtに対し訴えを提起しました。これに対しWockhardtは、主に、(i) 係争商標は、いずれも、有効成分であるトリプシン - キモトリプシンに由来するものであり、接頭辞であるCHYM (キム) と CHYMO (キモ) は誰でも使用できる要素であるという点、(ii) 係争商標は、欺瞞的と言えるほどCHYMTRAL FORTEに似ているとは言えない点、(iii) TorrentはWockhardtによる詐称を立証していない点、および(iv) Torrent製品の商標であるCHYMTRAL FORTEと係争商標が市場に同時に存在しているという主張が提起されたのは、係争商標の登録の相当後になってからであり、その間には8年の黙認期間があった点を抗弁の根拠として挙げました。

単独制法廷は、Wockhardtに対する仮差止め命令を求めてTorrentが提起した申立てを退け、伝統的な3種類の詐称通用成立条件 (すなわち、評判低下の事実がある、詐称の事実があるおよび損害発生の可能性がある) に基づく3つのテストでは条件充足が確認できなかったという見解と、Torrent (や過去の同社) は、相当の期間にわたりWockhardtにより使用や登録に反対の意または異議を唱えなかったため、Wockhardtによる係争商標の使用を黙認していたとみなすのが妥当であるという結論を示しました。

これに対し小法廷は、特に、Torrentが、詐称通用成立証明テストにおいて、証明に十分な情報を提示したことを根拠に、上訴を認めました。小法廷は、「詐称の事実がある」と証明する場合、原告は、欺瞞的と言えるほど似ている商標が付されている商品を市販する行いが為されていることを証明すれば十分であり、不誠実な意図があったことを証明する必要はないという見解を示しました。また小法廷は、本件では誤ったテストにより「評判低下の事実がある」と判定されており、「評判低下の事実がある」と証明するのに製品とその供給元またはメーカーの関係を立証する必要はないという見解も示しました。さらに小法廷は、2つの医薬品の間に混乱を招く恐れのある要素があるかどうか判定する際には「**Cadila Health Care Ltd. 対 Cadila Pharmaceuticals Ltd.**」事件において定められたテストを用いなければならないため、Wockhardtによる係争商標の継続使用は差し止める必要があるという見解を示しました。相当の期間にわたり黙認していたという問題については、小法廷は、Torrentが積極的に黙認していたことの証はないため、単に相当の期間にわたり放置していたことを黙認と混同してはならないという意見を述べました。

AZBは、単独制法廷での法的手続と、小法廷における前掲の上訴において、Torrentの法廷代理人を務めました。Wockhardtは、現在、最高裁判所に対する特別上訴許可申請により本件命令に異議を唱えており、これに伴う審理が現在続いています。

❖ 「Crocs Inc. USA (以下「Crocs」といいます) 対 Liberty Shoes Limited およびその他関係者」ならびにインドの他のフットウェア・メーカー各社 (以下「**被告団**」) 事件において、デリー高等裁判所 (以下「**デリー高裁**」) とはいいます) は、Crocsが、自社の登録意匠に含まれる著作物の模倣の暫定的な差止めを求めるために提起した訴えを退けました。

Crocsは、自社の穴あきおよび穴なしクログ・タイプ・サンダル/シューズについて、2004年5月に、2000年インド共和国意匠法に基づく意匠登録を受けました。Crocsは、Crocsの登録意匠とほぼ同じクログ・タイプのサンダルを製造および販売していた被告団に対し、さまざまな侵害訴訟を提起しました。デリー高裁は、本件の登録意匠はそもそも登録の必要がないものであり、本件の意匠は、登録日より前に公開および開示されたため、登録は取り消されることになっているという意見を述べました。この事実認定は、インターネット・アーカイブが保存している、Holey shoes社のウェブサイトにて2002年に公開された (類似意匠が開示されている) ページを根拠に為されました。またCrocs自身が2004年以前に公開した、ほぼ同じ意匠が掲載されているウェブサイトも、この認定の根拠とされました。新規性と独創性の問題については、高裁は、Crocsが登録した意匠はすでに市販されている製品と明確に異なるものではなく、「類似市販品」であるサンダルの1つに過ぎないため、独創性または新規性があるとは言えず、排他的製品または専売品には値しないという見解を示しました。

❖ ボンベイ高等裁判所小法廷がWockhardtによる「CHYMTRAL FORTE」商標の使用を差し止め

❖ 類似市販品であるフットウェア / サンダルは排他的製品または専売品に値しないという判断: デリー高等裁判所がCrocsの登録意匠の暫定保護を拒否

8 2017年度商事訴訟 (一覧) 第32号の2017年度申立通知書 (一覧) 第35号における2017年度商事上訴審第125号。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...



Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings Q1, 2018 の
India in the M&A Announced Deals League Table
by Deal Value and Deal Count において
1位を受賞



Mergermarket's Global and Regional M&A, League Rankings Q1 2018 の
Indi and Asia (excl. Australasia & Japan) in the
M&A Announced Deals League Table by Deal Value and Deal Count において
1位を受賞



Thomson Reuters' Emerging Markets M&A, Legal Rankings Q1 2018 の
Indian M&A Announced Deals League Table by Value and Volume において
1位を受賞
Indian M&A Completed Deals League Table by Value and Volume において
1位を受賞



Corporate USA Today – Law Awards 2018 の
Best Law Firm of the Year – India を受賞



AsiaLaw Profiles 2018 の
Outstanding Law Firm of the Year, India | Corporate and Mergers & Acquisitions
Highly Recommended Law Firm of the Year を受賞



Venture Intelligence League Tables of Legal Advisors 2018 の
M&A Rankings by Deal Count において
1位を受賞



India Business Law Journal 2017 & 2018 において
Law Firm of the Year | Best Overall Law Firm of the Year を受賞



RSG Top 40 Indian Law Firms Ranking, 2017 において
1位を受賞



International Legal Alliance Summit Awards 2017 において
Best Indian Law Firm を受賞



Chambers Asia-Pacific Awards 2017 において
Client Service Law Firm of the Year を受賞



Legal Era Awards, 2016 において
Best National Corporate Law Firm
Best Overall National Law Firm of the Year を受賞



Corporate INTL, 2016 において
M&A Law Firm of the Year を受賞



免責事項：このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partnersは、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 6639 6880) にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。